

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第140号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「心理支援係長」を「心理支援係長 里親養育支援係長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)